㊞

高松市告示第６１３号

高松市美術館における観覧料等の納付について、キャッシュレス決済を活用することに伴い、観覧料等を納付することができる指定納付受託者を次のとおり指定したので、高松市会計規則（昭和３９年高松市規則第３４号）第３５条第３項の規定に基づき告示します。

令和８年１１月１０日

高松市長　大　西　秀　人

１　指定納付受託者の名称及び住所

株式会社エム・ピー・ソリューション

代表取締役社長　佐藤　栄治

東京都港区虎ノ門２－１０－４　オークラプレステージタワー８階

２　納付することができる観覧料等

美術館展覧会等観覧料

美術館使用料

物品売払収入（高松市が所有又は作成する物品に限る。）

社会教育費収入（催し物開催費収入、美術講座受講料納付金及び美術館資料等複写料収入に限る。）

３　指定年月日

令和９年３月１日